

# 涌谷町

# 農業委員会だより

活動  
レポート

## 認定農業者との意見交換会



活発な意見交換が行われました

1月23日、農業委員、農地利用最適化推進委員、認定農業者による意見交換会が、役場大会議室で開催されました。農業委員・農地利用最適化推進員14名、認定農業者16名が4班に分かれ「地区の課題について」をテーマに意見を交わしました。各班それぞれ活発な意見が出され、予定時間を超えて意見交換が行われました。

取組作物、面積、経営上困っていることは農家ごとにそれぞれ違うため、様々な意見が出されました。出された意見には、

- ・農地の維持管理における労働力不足

- ・若い担い手がない
- ・開田に見られる耕作不利益
- ・高収益作物が作付けできるようミニ圃場整備を実施できないか
- ・多面的機能交付金支払事業の活用が重要
- ・JAと行政のワンフロア化を保ってほしいなどがありました。

若い担い手確保の解決策については、

- ・集落の若者へ声掛けを行う。
- ・作業を共に行い、終了後にご苦労会へ参加し、地域になじんでもらう。

という意見が出ました。

農業振興のため現場からの意見は必要不可欠なものであります。いただいた貴重なご意見を今後の活動に活かして参ります。

主な内容

活動レポート

～認定農業者との意見交換会～……………1  
 会長あいさつ / 表彰報告……………2  
 農地パトロールを実施しました……………3  
 令和2年度涌谷町農作業標準賃金表 / 参考賃借料……………4

活動レポート～女性の社会参画に関する懇談会～

町長と農業委員・農地利用最適化推進委員との農政懇談会……………5  
 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について……………6  
 認定農業者ガンバってます！ / 農業者年金のご案内……………7  
 農業委員会からのお知らせ / 編集後記……………8



# 会長あいさつ



涌谷町農業委員会  
会長  
畑岡 茂

春となり桜の便りが近づくとともに、間もなく令和が2年度を迎えます。

令和元年度、農業委員会は「人・農地プランの実質化」を深めてきました。「人・農地プランの実質化」とは、どの農地を誰が利用するかの最適な目標を机上の計画から農業農村の現場へ実践に移すことです。この1年間当委員会は幾度となく研修会に参加し、又、現場や農家相談などで話し合い活動を続けています。話し合いや検討の中心テーマは各集落における5年後10年後の農業の担い手、働き手の確保です。これは農業からリタイアした人が安心して農地を託せる

人がいるということでもあります。

今、西地区及び小里地区では整備が進められていることはみなさんご存知のとおりです。このことは「実質化」への大きな機会となります。そして担い手には更なる作業技能の向上と農地利用の効率化が求められております。又、大切な先祖伝来の農地を託したい方にとっても大きな期待をされていることでしょう。

涌谷町では3月2日より1ヶ月間「実質化」の任務を担う新しい農業委員と農地利用最適化推進委員合わせて23名の募集が行われます。新しい任期は議会の承認を経て令和2年7月から3年間となります。是非「志」のある方々が多数応募されるよう希望しごあいさつとします。

# 表彰報告

11月8日、名取市文化会館で開催された第4回宮城県農業委員会大会において、農業委員会委員・農地利用最適化推進委員として在職20年に達する方へ、宮城県知事感謝状が授与されました。涌谷町農業委員会からは大友利明委員が表彰されました。



# 全国農業新聞

～ 農政の動きを  
週刊でお届けします！～

農業者の立場に立って編集・発行している“農家のための情報紙”です！

農業・農政が大きな変革の局面を迎えているなかで、農業政策やさまざまな仕組みについてわかりやすく解説しています。また、東北版・みやぎ版では地域の担い手や独自の取り組みなどを紹介しています。

- 毎週金曜日発行
- 購読料：月額700円（税込み）

購読をご希望の方、見本紙をご希望の方は涌谷町農業委員会事務局へお申込ください。



# 農地パトロール(利用状況調査)を実施いたしました

農地パトロール(利用状況調査)を実施いたしました！

令和元年8月27日から9月26日にかけて、町内全域の農地について、適切に利用されているか調査いたしました。今後は調査結果を踏まえて、遊休農地の解消や違反転用の防止に取り組んでいきます。



農地転用申請のあった土地がその後目的通り転用されているか確認しています



農地パトロールの様子

## 調査結果

(令和元年11月末時点)

涌谷町管内の農地面積	34,699,501㎡
昨年度の荒廃農地	117,833㎡
今年度の新規発生荒廃農地	1,867㎡
今年度の解消農地	5,715㎡
今年度の荒廃農地	113,985㎡

## 農地の転用は許可制です

食糧供給の基盤である優良農地の確保のため、農地の転用(宅地や太陽光発電施設用地など耕作以外の目的で利用すること)は県知事の許可制となっています。

許可なく転用した場合や、事業計画どおりに転用していない

場合は、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。これに従わない場合は、罰則の適用もあります。  
罰則…3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金

## 遊休農地は放っておくと法的措置がとられます(農地法第32条、44条)

### 法的措置の主な流れ

- ① 農地パトロールで遊休農地等と判断された農地の耕作者に対して、今後の意向を調査いたします。
- ② 農地中間管理機構に貸し付ける  
・ 農地利用集積円滑化事業により受け手を探してもらうなど
- ③ 6ヶ月が経っても本人が①の意向通りに対応していない場合や①の調査に回答しない場合、農業振興地域内にある遊休農地については農地中間管理機構と協議するよう勧告いたします。

たします。(勧告が行われると固定資産税の課税が強化される場合があります)

③ 勧告後、2ヶ月が経っても協議が整わない場合、県知事の裁定・公告により、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得することがあります。

農地の利用についてお困りのことや、分からないことがありましたら、お早めに地域の農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へご相談ください。



# 令和2年度（2020年）浦谷町農作業標準賃金

令和2年度の農作業標準賃金額を下記のとおり決めましたので、農作業の受委託契約をする際の「目安」としてご利用下さい。

作業区分	単位	区画別標準額（単位：円）		摘 要		
		ほ場整備済地区	10a区画の地区			
水田耕起	耕起	10a	4,500	5,000	耕深13cm以上	
	再耕起	10a	4,000	4,400	秋起こした場合	
水田代かき		10a	5,400	6,000	荒代・植え代2回仕上げ	
田植え (機械)	植え付けのみ	10a	5,200	5,500	側条施肥については1,000円増し	
	苗運搬含む	10a	5,900	6,200		
苗	1箱		750		苗運搬は10a当たり700円	
防除（粒剤・粉剤散布）	10a		800		粒剤・粉剤代を除く	
追肥（肥料追肥）	10a		1,000		肥料代を除く	
稲	バインダー	刈放し	10a	7,800		
		棒掛け	10a	13,200		
	ハーベスタ	脱穀のみ	10a	7,500		
刈	コンバイン刈放し	カッター処理	10a	14,400	16,000	もみ運搬含まず
		結束処理	10a	15,800	17,500	もみ運搬・わら立て含まず
刈	コンバイン一貫	カッター処理	10a	27,630	29,220	刈取・もみ運搬・乾燥・調整の一貫作業
		結束処理	10a	29,130	30,800	刈取・もみ運搬・乾燥・調整の一貫作業
乾燥	10a		6,500			
調製	60kg		570		くず米含む	
わら収集・梱包	10a		4,500		収集のみ・梱包のみの場合は両者で決定	
運搬	もみ	10a	1,800			
	出荷	30kg	100			
機械散布	堆肥散布	1t	3,500		マニアスプレッター 堆肥代は含まず	
	肥料散布	10a	900		ブロードキャスター 肥料代は含まず	
作業賃金	オペレーター賃金	1日	10,000		8時間基準・男女共通(1時間当 1,250円)	
	一般作業(軽作業)	1日	6,640		8時間基準・男女共通(1時間当 830円)	
	一般作業(重作業)	1日	8,800		8時間基準・男女共通(1時間当 1,100円)	
管 理	草刈	1m	18		1m当・畦畔のみ	
	水管理	10a	6,000		年間	
	畦畔作り作業	1m	30		片法面とする	

注1 作業賃金（オペレーター賃金・一般作業賃金）は、消費税の対象となりません。

注2 この表の標準額については、「目安」ですので圃場条件や作業内容により通常と異なる場合には、両者で良く協議の上、決めてください。

# 令和2年度（2020年）浦谷町農業委員会「参考賃借料」

農地区分	参考賃借料額	備 考
圃場整備地（10a当たり）	15,000	水稲作で転作加味
10a区画地（10a当たり）	10,000	水稲作で転作加味
不整形田等（10a当たり）	7,000	水稲作で転作加味
普通畑（10a当たり）	5,000	露地野菜（自家消費）

※あくまで参考賃借料として示したものです。

賃借契約にあたっての賃借料額を決める際は、圃場整備や農地に対する負担（土地の形状に関わる経費、土地改良区費特別賦課金等）を勘案し、両者協議の上決めてください。

## 次期涌谷町農業委員及び涌谷町農地利用最適化推進委員を募集します

	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
募集人数	11名（うち1人は中立委員）	12名（担当区域毎に決定します）
就任日	令和2年7月20日 （町議会6月会議同意承認となります）	第1回農業委員会総会の日 （農業委員会の委嘱されます）
任期	令和2年7月20日から令和5年7月19日まで	委嘱の日から令和5年7月19日まで
報酬月額	36,200円	23,500円
身分	地方公務員法第3条第3項第1号に規定する特別職の地方公務員（非常勤）	
主な職務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法及び農業経営基盤強化促進法による農地の移動に関する調査、審議および決議</li> <li>・農地利用の最適化に関する業務</li> <li>・農家相談業務等</li> <li>・農業委員研修への参加</li> <li>・農業者年金の加入推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用最適化に関する業務</li> <li>農地利用の集積・集約化の推進、耕作放棄地の発生防止と解消の推進、農地中間管理事業の利用促進等</li> <li>・農政、農地調査研修会等への参加</li> </ul>
出務日数	月2回から3回程度（定例会・現地調査・農家相談）が基本ですが、審議案件により現場調査などにより増減があります	月2回程度（現地調査等）で現場活動が基本です

## 涌谷町農地利用最適推進委員の担当区域区分

地区名	区 域	人数
西地区1	1区、2の1区、2の2区、2の3区、3区、4区、5の1区、5の2区、6区、7区、八雲区	2人
西地区2	8区、9の1区、9の2区、9の3区、10区、11区	2人
東地区1	日向区、城山区、上町区、上谷地区、上郡1区、上郡2区、下郡2区	2人
東地区2	下小塚区、上小塚区、下町区、黄金区	2人
簗岳地区1	長根区、小里区、成沢区、岸ヶ森区、脇区、大田区	2人
簗岳地区2	簗岳区、吉住区、猪岡区、短台区、大谷地区	2人

### 応募資格

- ・町内に住所を有する者、ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない
- ・町の常勤の職員でない者
- ・涌谷町暴力団排除条例（平成24年涌谷町条例第21号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者

### 応募方法

「推薦」「応募」  
 応募用紙は、農業委員会事務局または町ホームページからもダウンロードできます  
 推薦 個人推薦（3人以上の推薦者連名）と法人・団体などの推薦

### 応募期間

令和2年3月2日（月）から3月30日（月）までの29日間 3月30日必着

### 応募先

涌谷町農業委員会事務局 電話43-2120

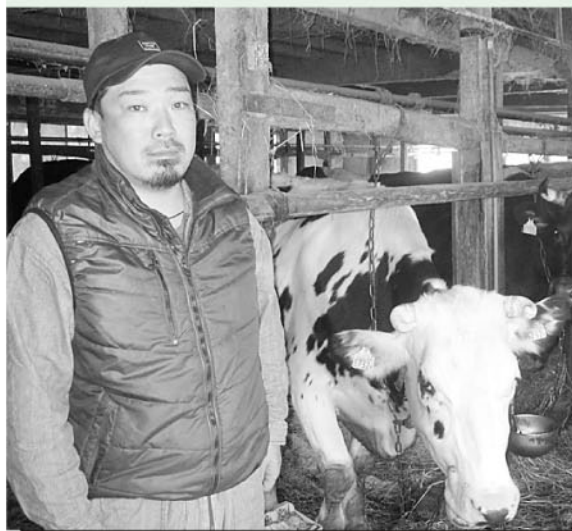
### 選考方法

涌谷町農業委員等候補者評価委員会の意見を受け選考し、本人に通知します



# 認定農業者 ガンバってます!

上郡2区  
佐々木 大輔 さん



**Q** 経営規模を教えてください  
**A** 酪農がメインで水稲もやっています。現在、乳用牛17頭、育成牛2頭、繁殖牛1頭です。永根転作組合の組合長をやっており、牧草を中心に転作にも取り組んでいます。

**Q** 農業を始めたいきっかけを教えてください  
**A** もともと祖父が畜産をやっています。祖父がケガをしてから手伝い始めたのがきっかけです。18歳くらいの時だったと思います。兄弟はいるのですが就農しなかったので、

私が継がなければ祖父の代で終わっていたと思います。

**Q** 農業でやりがいを感じるのとはどんな時ですか  
**A** 共進会で酪農家の付き合いの輪が広がりました。応援などで呼ばれることも多くあります。人とのつながりがやりがいになっています。

**Q** 大変だなと感じるのはどんな時ですか  
**A** 子牛が生まれた直後は良く牛乳が出るのですが、徐々に量が減っていくので、

上手く種付けをする必要があります。種付けが上手くいかないと経営に直結するので、大変だと思います。

また朝晩に乳しぼりがあるので、日中の暑いときにしか草刈などができないのが大変です。繁忙期は知り合いに手伝ってもらっています。

**Q** 今後の目標を教えてください  
**A** 乳用牛を30〜40頭に増やすことが目標です。また牛舎は祖父の代に建てたものなので、いつか建て替えられればと思っています。

**Q** 浦谷町の農業についてどう思いますか  
**A** 私の周りでは若い農家が増えてきているように感じます。もっと若い農家が増えれば、活気が出るのではないのでしょうか。

**Q** 最後に一言お願いします  
**A** たくさん牛乳を飲みましょう!

で、上手く種付けをする必要があります。種付けが上手くいかないと経営に直結するので、大変だと思います。

## 農業者年金

～農家の方にたくさんのメリットがあります～



国民年金  
第1号被保険者  
国民年金保険料  
納付免除者を除く

年間60日以上  
農業に従事

60歳未満

の方なら誰でも  
加入できます!

**特徴1** 保険料は月額2万円～6万7千円の間(千円単位)でいつでも変更できます。

**特徴2** 終身年金であり、80歳前に亡くなられた場合は80歳までに受け取るはずであった年金の額が死亡一時金として支給されます。

**特徴3** 確定拠出型年金(積み立てた保険料と運用益で年金額が決まる)であり、少子高齢化が進んでも安定性は損なわれません。

**特徴4** 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象です。

保険料控除分の節税額(所得税・住民税)

課税対象所得	税率	保険料月額 2万円の場合	保険料月額 6万7千円の場合
195万円以下	15%	3万6千円	12万6百円
195万円超 330万円以下	20%	4万8千円	16万8百円
330万円超 695万円以下	30%	7万2千円	24万1千2百円

年金額の試算などお気軽に農業委員会へお問い合わせください!



## 農業委員会だより 編集後記

今年の冬は例年になく雪が少ない日が続いていますが、各地においても雪不足で、スキー場の営業休止やイベント中止と経済面、文化面にも影響が出ているようです。春の農作業に向かって水田の水不足にならない事を私達も祈りたいと思います。

農業委員会だよりも平成19年の発行以来、涌谷町内外の農業情報をお届けして参りました。今回で12年、第19号を発行ができ、今後とも町民皆様に読みやすい紙面を目指して編集を進めてまいりたいと思います。心よりよろしくお申し上げます。

(高橋 均 広報部会長)

### 耕作証明書 (軽油取引税免税申請用)が 有料となります

これまで無料で発行しておりました、軽油取引税免税申請用の耕作証明書について、令和2年4月1日より1通300円となります。軽油取引税免税申請用以外(経営状況証明書)については、引き続き無料となります。財政再建に向け、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

### 涌谷町農業委員会だより 第19号

令和2年3月1日

編集：涌谷町農業委員会

〒987-0192

涌谷町字新町裏153番地2

TEL: 0229-43-2120

FAX: 0229-42-3313

## 【速報】 (有)氏家農場が日本農業賞を受賞しました



第49回日本農業賞において、(有)氏家農場が個別経営の部特別賞を受賞しました。令和2年3月7日(土)に東京・NHKホールにおいて表彰式が開催される予定です。日本農業賞はNHKとJA全中、JA都道府県中央会が主催し、日本農業の確立をめざし、意欲的に経営や技術の改革にとりくみ、地域社会の発展にも貢献している農業者と営農集団を表彰しています。

## 農業委員会からのお知らせ

こんなときは農業委員・農地利用最適化推進委員へ！  
ご相談ください！

- 農地を売りたい、貸したい
- 農地に建物を建てたい
- 就農したい
- 認定農業者になりたい
- 耕作のため盛土、切土したい
- 農地を山林等に地目変更したい など

### 農 業 委 員

(委員敬称略)

高橋均(脇区)、白幡利政(大谷地区)、大友利明(小里区)  
日野善勝(下町区)、佐々木幹夫(小里区)、及川ふじ子(大谷地区)  
黒澤長一(吉住区)、手嶋一郎(11区)、高成貫治(2の1区)  
渋谷ミホ(9の3区)、畑岡茂(岸ヶ森区)

### 農地利用最適化推進委員

(委員敬称略)

佐々木稔(2の1区)、氏家靖裕(3区)、水越豊蔵(9の3区)  
佐藤義昭(11区)、松下常雄(城山区)、武田保彦(上町区)  
菅原正博(下小塚区)、大平義孝(下小塚区)、大友清一(長根区)  
大平輝夫(小里区)、大川昌秋(猪岡区)、渡辺温(大谷地区)

### 農 家 相 談

(委員敬称略)

場所：涌谷町役場 本庁舎 1階 まちづくり会議室

時間：9時00分～10時30分

令和2年4月6日(月)

担当：黒澤長一、手嶋一郎、高成貫治

令和2年5月7日(木)

担当：渋谷ミホ、高橋均、白幡利政

令和2年6月5日(金)

担当：大友利明、日野善勝、佐々木幹夫

令和2年7月6日(月)

担当：及川ふじ子、黒澤長一、手嶋一郎